

E-5

オリア語における、類別詞付き名詞句に関わる格制約

山部順治 (ノートルダム清心女子大学) yamabe@post.ndsu.ac.jp

キーワード: 1. オリア語 (印欧語、インド東部); 2. 形態統語論、類型論; 3. 格、有生性階層

要旨

オリア語において、類別詞が付いて「〜ども」「〜のやつ」という意味を表わす名詞句(「感情的名詞句」)は、他動詞文における分布に関して、格制約**ア**に従う。

ア、感情的名詞句の格制約: 条件①〜③全てが当てはまる文脈では、感情的名詞句はAになれない。
(他動詞の動作者をA、動作対象をOで示す。)

- ① AとOがともに目的格で標示されている。
- ② AとOが統語上の同一節に属す。
- ③ Oが人を表わす。

また、身体名詞や1・2人称代名詞は、他動詞文において、格制約**イ**、**ウ**に従う。

イ、身体名詞の格制約: 上記の条件①〜③全てが当てはまる文脈では、身体名詞はAになれない。

ウ、人称・格制約: 条件①と②が揃って当てはまる文脈では、1・2人称代名詞はOになれない。

3点の格制約**ア**〜**ウ**は、統一的に記述できる。すなわち、次の有生性階層においてOがAより上位にあるという状況では、AとOを分別する形式的手段を使わなければならない。

1・2人称 > 人 > 人と非情物の合成概念

1. 背景的情報と目的: 何についてどんなことを主張するのか

オリア語には名詞類別詞の接尾辞 CL (以下、単に「類別詞」) が数点あり、本発表の議論には *-guDaa* (1a) と *-Taa* (1b) が登場する。それぞれ、指示対象の複数性と単数性を表わす。通常の用法に関しては、分布は表(1)の 囲い部分 だ。 *-guDaa* は非情物名詞に付く。 *-Taa* は有生性に関して選ばず非情物・人名詞ともに付く。これらが付いた名詞句は定 definite 「その〜」と解釈される。

(1)		<i>ghara</i> 家 (非情物)	<i>pulis</i> 警官 (人)	<i>Gumu</i> グヌ (人名)
a.	<i>-guDaa</i> 'CL(IN.PL)'	<i>ghara-guDaa</i>	<i>pulis-guDaa</i>	
b.	<i>-Taa</i> 'CL(SG)'	<i>ghara-Taa</i>	<i>pulis-Taa</i>	<i>gunu-Taa</i>

両類別詞には、その他に、表の**太字**で示す用法があり、*-guDaa* が人名詞に付き、*-Taa* が人名に付く。ここでは、話し手が目下の者に対して抱いている感情的評価が含意される。親近感/愛情、軽蔑/嫌悪と、好悪いずれにもなりうる。すなわち、通言語学的な言い方をすれば、指小辞 diminutives の意味領域にわたる。例、*pulis-guDaa* 「警官ども」、*gunu-Taa* 「グヌのやつ」。以下では、類別詞のこの用法を「感情的用法」と呼び、この用法にある名詞句を「**感情的名詞句**」と呼ぶ。本発表は、この種の名詞句の統語的分布について関心がある。

本発表の目的は、次を示すことだ。オリア語では他動詞文において格制約が観察される。格制約の事例は、感情的名詞句(第2節)、身体名詞(第3節の1)、および1・2人称代名詞(第3節の2)について見られる。(それぞれを、格制約**ア**、**イ**、**ウ**と称す。) これら3点の格制約は、1つの格制約の3つの具体事例として統一的に記述が可能であり、共通の動機付けによっている(第4節)。第5節では、明らかにした格制約の関連事項について触れる。

2. 格制約ア (感情的名詞句の格制約)

ア、感情的名詞句の格制約： 条件①～③全てが当てはまる文脈では、感情的名詞句はAになれない。

- ① AとOがともに目的格で標示されている。
- ② AとOが統語上の同一節に属す。
- ③ Oが人を表わす。

第2節では、格制約アの条件①②③を例証する。感情的名詞句の事例として、2. 1では-guDaa「(人) ども」、2. 2では-Taa「(人名) のやつ」を取り上げる。

2. 1 -guDaa「(人) ども」

① AとOがともに目的格で標示されている。例文(2)では、条件①が当てはまっている。Aは(いわゆる)与格主語であることから目的格OBJ標示であり、Oは目的語であることから目的格OBJ標示である。格制約アが適用され、感情的名詞「警官ども」はAになれない。これに対し、もとになった文(3)では、動作者のほうが主格NOMで標示されている。格制約アは適用されず、「警官ども」はAになれる。対比のため、人の複数性を表わす通常の(感情的評価を含意しない)類別詞-maane「～たち」を例示する。[*蛍光ペン=不適格性を引き起している表現。]

- (2) { *pulis-guDaan-ku | pulis-manan-ku } sesa-re se lokaTi-ku piT-ibaa paai~ paD-il-aa.
 cop-CL(IN.PL)-OBJ cop-CL(AN.PL)-OBJ end-LOC that person-CL(SG)-OBJ beat-INF fall-PAST-3SG

警官 { *ども | たち } は (OBJ)、ついに その人を (OBJ) 殴らざるをえなかった。

- (3) { pulis-guDaa | pulis-maane } sesa-re se loka-Ti-ku piT-i-l-e.
 cop-CL(IN.PL) cop-CL(AN.PL) end-LOC that person-CL(SG)-OBJ beat-PAST-3PL

警官 { ども | たち } は (NOM)、ついに その人を (OBJ) 殴った。

② AとOが統語上の同一節に属する。例文(4)(5)は、他動詞文(3)を補文として埋め込んだものだ。(4)の「許さない」は restructuring 補文(主語位置を欠く補文、VP補文、cf. Wurmbrand 2001)を取る。したがって、(4)の文全体が最小の節Sであり、他動詞「殴る」のA「警官」とO「男性」はともにその節の要素である。格制約アは適用される。一方、(5)の「命じる」は主語位置△を含む補文(S補文)を取る。(主節中にある名詞句「警官」は△のコントローラ。)したがって、両名詞句間には補文のS境界が介在する。格制約アは適用されない。[両構文の補文構造については山部 2014 春、2015 秋、ヒンディー語の対応構文のそれについては Butt 2017 など、を参照されたい。]

- (4) [S SP-jaNaka { *pulis-guDaan-ku | pulis-maanan-ku } adou
 SP-CL(AN.SG) cop-CL(IN.PL)-OBJ cop-CL(AN.PL)-OBJ ever [SP <superintendent of police]
 [VP se loka-Ti-ku piT-ibaa paai~] de-l-e ni.]
 that person-CL(SG)-OBJ beat-INF give-PAST-3PL not [尊敬対象の人は1人でも文法的に PL]

[S 警視は、警官 { *ども | たち } に (OBJ)、決して [VP その人を (OBJ) 殴ることを] 許さなかった。]

- (5) [S SP-janNaka { pulis-guDaan-ku | pulis-maanan-ku } seThi
 SP-CL(AN.SG) cop-CL(IN.PL)-OBJ cop-CL(AN.PL)-OBJ there

[S △ [VP se loka-Ti-ku piT-ibaa paai~] kah-il-e.]
 that person-CL(SG)-OBJ beat-INF tell-PAST-3PL

[S 警視は、警官 { ども | たち } に (OBJ)、そこで [S △ [VP その人を (OBJ) 殴ることを]] 命じた。]

補文の統語的サイズの違いによる最小対を、もう一点(6)/(7)あげる。*baadhya kar-*「無理やりさせる」は、使役主が人(動作主)であれば補文は主語位置△を含み(6)、使役主が非情物(原因)であれば補文は主語位置を欠く(7)(山部2016秋)。このことを反映して、前者では格制約**ア**は適用を免れ、後者では適用される。

- (6) [S *SP-janNaka hi~ { pulis-guDaan-ku | pulis-maanan-ku } seThi*
 SP-CL(AN.SG) EMP cop-CL(IN.PL)-OBJ cop-CL(IN.PL)-OBJ there
 [S Δ [VP *se loka-Ti-ku piT-ibaa paai~*] *baadhya ka-l-e.*]
 that person-CL(SG)-OBJ beat-INF bound make--PAST-3PL
 [S 警視が、警官 { ども | たち } に (OBJ) そこで [S Δ [VP その人を (OBJ) 殴ら]] せたのだ。]

- (7) [S *SPnka nirddesa hi~ { *pulis-guDaan-ku | pulis-maanan-ku } seThi*
 SP's direction EMP cop-CL(IN.PL)-OBJ cop-CL(AN.PL)-OBJ there
 [VP *se loka-Ti-ku piT-ibaa paai~*] *baadhya ka-l-aa.*]
 that person-CL(SG)-OBJ beat-INF bound make-PAST-3SG
 [S 警視の命令が、警官 { *ども | たち } に (OBJ) そこで [VP その人を (OBJ) 殴ら] せたのだ。]

③ **O**が人を表わす。例文(2)とは異なり、(8)のように、**O**が非情物「家」であれば格制約**ア**は適用されない。そのさい、**A**,**O**の両項が目的格で標示されてもかまわない。

- (8) { *pulis-guDaan-ku | pulis maanan-ku* } *sesa-re se ghara-Ti-ku bhaang-ibaa paai~ paD-il-aa.*
 cop-CL(PL.IN)-OBJ cop-CL(PL.AN)-OBJ end-LOC that house-CL(SG)-OBJ break-INF fall-PAST-3SG
 警官 { ども | たち } は (OBJ)、ついに その家を (OBJ) 壊さざるをえなかった。

2. 2 -Taa 「(人名) のやつ」

① **A**と**O**がともに目的格**OBJ**で標示されている。例文(9)は与格主語構文(2)と同じ構文)で、条件①が当てはまっている。制約**ア**は適用される。これに対し、もとなった文(10)では、動作者が主格で標示され、格制約**ア**は適用されない。感情的用法の-Taa(例、*gumu-Taa*「グヌ(人名)のやつ」と対比相手として、-Taa無しの人名(*gumu*「グヌ」と、-Taaが人の普通名詞に付いている通常の用法(*pilaa-Taa*「(その) 使用人」→(1a))の例を示す。

- (9) { **gumu-Taa-ku* | *gumu-ku | pilaa-Taa-ku* } *ethara saaran-ku saarbh kar-ibaa paai~ paD-il-a.*
 Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ this.time sir-OBJ serve do-INF fall-FUT-3SG
 { **グヌのやつ* | *グヌ | 使用人* } は (OBJ)、この度 先生を (OBJ) 給仕せざるをえないだろう。

- (10) { *gumu-Taa | gumu-ku | pilaa-Taa-ku* } *ethara saaran-ku saarbh kar-iba*
 Gunu-CL(SG) Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ this.time sir-OBJ serve do-FUT-3SG
 { *グヌのやつ* | *グヌ | 使用人* } は (NOM)、この度 先生を (OBJ) 給仕するだろう。

② **A**と**O**が統語上の同一節に属する。他動詞文(10)を、(11)「許さない」、(12)「命じる」の補文にして埋め込む。「許さない」では、(11)の文全体が最小の節Sであり、**A**「警官」、**O**「男性」ともにその節の要素である。格制約**ア**は適用される。一方、(12)「命じる」では、両名詞句間には補文のS境界が介在する。格制約**ア**は適用されない。

(11) [S *myaanejar-jaNaka* { **gunu-Taa-ku* | *gunu-ku* | *pilaa-Taa-ku* } *adou*
 manager-CL(AN.SG) Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ ever
 [VP *saan-ku saarbh kar-ibaa paai~*] *de-l-e ni.*]
 sir-OBJ serve do-INF give-PAST-3PL not

[S マネージャは、{**グヌのやつ* | *グヌ* | 使用人} に (OBJ) 決して
 [VP 先生を (OBJ) 給仕することを] 許さなかった。]

(12) [S *myaanejar-jaNaka* { *gunu-Taa-ku* | *gunu-ku* | *pilaa-Taa-ku* } *ethara*
 manager-(AN.SG) Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ this.time

[S Δ [VP *saan-ku saarbh kar-ibaa paai~*] *kah-il-e.*]
 sir-OBJ serve do-INF tell-PAST-3PL

[S マネージャは、{*グヌのやつ* | *グヌ* | 使用人} に (OBJ) この度

[S Δ [VP 先生を (OBJ) 給仕することを] 命じた。]

補文の大きさが VP か S か違いによる最小対を、もう 1 例(13)/(14)あげる。先の事例(11)/(12) (および(4)/(5),(6)(7))
 ではコントローラが目的語だったの対し、(13)/(14)では、コントローラは主語 (いわゆる与格主語) である。(13)の
 ように、主文の述語 *aas-*「~するやり方が分かる」は、VP 補文を取る。格制約 **A** は適用。(14)のように、主文の述
 語 *icchaa he-*「~する気に起こる」は、S 補文を取る。格制約 **A** は不適用。

(13) [S { **gunu-Taa-ku* | *gunu-ku* | *pilaa-Taa-ku* } *kintu*
 Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ however

[VP *saan-ku saarbh kar-i*] *aas-u ni.*]
 sir-OBJ serve do-CP come-PROG 3SG.not

[S { **グヌのやつ* | *グヌ* | 使用人} には (OBJ)、しかし
 [VP 先生を (OBJ) 給仕する] 仕方が分からない。]

(14) [S { *gunu-Taa-ku* | *gunu-ku* | *pilaa-Taa-ku* } *kintu*
 Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ however

[S Δ [VP *saan-ku saarbh kar-ibaa paai~*] *icchaa he-u ni.*]
 sir-OBJ serve do-INF will(noun) happen-PROG 3SG.not

[S {*グヌのやつ* | *グヌ* | 使用人} には (OBJ)、しかし

[S Δ [VP 先生を (OBJ) 給仕する] やる気がしない。]

③ **O が人を表わす**。例文(9)に対し、(15)でのように、**O** が非情物「部屋」であれば制約 **A** は適用されない。
 そのさい、**A, O** の両項とも目的格で標示されてもかまわない。

(15) { *gunu-Taa-ku* | *gunu-ku* | *pilaa-Taa-ku* } *ethara rum-Ti-ku saphaa kar-ibaa paai~ paD-ib-a.*
 Gunu-CL(SG)-OBJ Gunu-OBJ kid-CL(SG)-OBJ this.time room-CL(SG)-OBJ clean make-INF fall-FUT-3SG

{*グヌのやつ* | *グヌ* | 使用人} は (OBJ)、この度 (その部屋を (OBJ) 掃除せざるをえないだろう。

3. さらに2点の格制約

格制約**ア**の他に、2点の格制約が観察される。**3. 1**では身体名詞の格制約(格制約**イ**)、**3. 2**では人称・格制約(格制約**ウ**)を見る。格制約**ア**について成り立つ条件①~③(上述)は、格制約**イ**と**ウ**についても成り立つ。

3. 1 格制約**イ**(身体名詞の格制約)

イ、身体名詞の格制約: 条件①~③(上述)全てが当てはまる文脈では、身体名詞はAになれない。

① **AとOがともに目的格で標示されている。**身体名詞は、例文(16)のように、換喩的に所有者の人を指す用法がある。この用法では、他動詞文のAの役割になれる。(16)は通常他動詞文で、そこでは格標示はA主格、O目的格である。[ただし、この(身体名詞が人を指す)用法に関しては、話者間で判断の大きな相違がある。問題なく受け入れる話者もいれば、(文体的に技巧的過ぎだという理由で)好まない話者もいる。以下に提示するのは、容易に受け入れる話者による適格性判断である。また、描出される動作のバリエーションは狭い。例えば、バピ(人名)の目が行うことのできる動作は見るに限られ、(バピ本人とは異なり)殴る、給仕する、教える能力はない。]

(16) { *baapi* | *baapi-ra aakhi* } *seThi bhikaari-maan-an-ku dekh-ib-a.*
 Bapi Bapi-GEN eye there beggar CL(AN.PL)-OBJ see-FUT-3SG
 {バピ | バピの目} は (NOM)、あそこで 乞食たちを (OBJ) 見るだろう。

例文(16)を(17)のように、Aが目的格の構文に変換する。A,Oともに目的格になる。身体名詞はAになれなくなる。

(17) { *baapi-ku* | **baapi-ra aakhi-ku* } *seThi bhikaari maan-an-ku dekh-ibaaa paai~ paD-ib-a.*
 Bapi Bapi-GEN eye-OBJ there beggar CL(AN.PL)-OBJ see-INF fall-FUT-3SG
 {バピ | *バピの目} は (OBJ)、あそこで 乞食たちを (OBJ) 見ざるをえないだろう。

② **AとOが統語上の同一節に属する。**(18)「~することを許さない」の補文はVP。(19)「機会」のような名詞を含む述語の補文はS。そのことを反映し、前者では格制約**イ**がかかり、後者ではかからない。

(18) [S *aame* { *saan-an-ku* | **saan-anka aakhi-ku* } *adou* [我々=工場の管理職者、
 we sir-OBJ sir's eye-OBJ ever あの方=監査または視察に来た人]
 [VP *e sramika-maan-an-ku dekh-ibaaa paai~*] *de-b-u ni.*
 this worker-CL(AN.PL)-OBJ see-INF give-FUT-1PL not

[S 我々は {あの方 | *あの方の目} に (OBJ) 決して [S この労働者たちを (OBJ) 見] させない。

(19) [S *aame* { *saan-an-ku* | *saan-anka aakhi-ku* } *adou* t
 we sir-OBJ sir's eye-OBJ ever
 [S Δ [VP *e sramika-maan-an-ku dekh-ibaaa paai~*]] *sujoga de-b-u ni.*
 this worker CL(AN.PL) see-INF opportunity give-FUT-1PL not
 [S 我々は {あの方 | あの方の目} に (OBJ)、決して [S Δ [VP この労働者たちを (OBJ) 見る]] 機会を与えない。

③ **Oが人を表わす。**(20)のように、Oが非情物なら問題ない。A,Oがともに目的格標示であっても問題ない。

(20) { *baapi-ku* | *baapi-ra aakhi-ku* } *seThi maiLaa-guDaa-ku dekh-ibaaa paai~ paD-ib-a.*
 Bapi Bapi-GEN eye-OBJ there garbage-CL(AN.PL)-OBJ see-INF fall-FUT-3SG
 {バピ | バピの目} は (OBJ)、あそこで ゴミを (OBJ) 見ざるをえないだろう。

3. 2 格制約ウ (人称・格制約)

ウ、人称・格制約： 条件①と② (上述) が揃って当てはまる文脈では、1・2人称代名詞はOになれない。

(山部 2014 春、2015 秋、2018 秋、Yamabe 2018)

格制約ア、イでの条件③の代わりに、格制約ウでは「Oが1または2人称である(こと)」が対応する(25)参照。

① AとOがともに目的格で標示されている。例文(21)のように、AとOがともに目的格標示であるときは、Oは1・2人称になれない。

(21) *saaran-ku aaji { piNTu-ku | *tuma-ku | *mo-te } paDhe-ibaa paai~ paDh-ib-a.*
 sir-OBJ today Pintu-OBJ you-OBJ me-OBJ teach-INF fall-FUT-3SG

先生は (OBJ)、今日 {ピントウ | *君 | *ぼく} を (OBJ) 教えざるをえないだろう。

これに対し、例文(22) (=21)のもとになった文) のように、Aが主格標示なら、Oの人称に制限はない。

(22) *saar aaji { piNTu-ku | tuma-ku | mo-te } paDhe-ib-e*
 sir today Pintu-OBJ you-OBJ me-OBJ teach-FUT-3PL

先生は (NOM)、今日 {ピントウ | 君 | ぼく} を (OBJ) 教えるだろう。

② AとOが統語上の同一節に属する。(23)「~することを許さない」の文では制限がかかり、(24)「~することを命じる」の文では制限がかからない。格制約ウで(23)/(24)の相違は、格制約アで例文(4)/(5)のそれと並行的だ。

(23) [S *principal saaran-ku aau [VP { piNTu-ku | *tuma-ku | *mo-te } piTh-ibaa paai~] de-b-e ni.]*
 principal sir-OBJ anymore Pintu-OBJ you-OBJ me-OBJ beatINF give-FUT-3PL not

[S 校長先生は、先生に (OBJ) もう [S {ピントウ | *君 | *ぼく} を (OBJ)] 叩くことを許さないだろう。]

(24) [S *principal saaran-ku aaj [S Δ [VP { piNTu-ku | tuma-ku | mo-te } piTh-ibaa paai~] kah-ich-anti.]*
 principal sir-OBJ today Pintu-OBJ you-OBJ me-OBJ beatINF tell-PERF-3PL

[S 校長先生は、先生に (OBJ) 今日 [S Δ [VP {ピントウ | 君 | ぼく} を (OBJ)]] 叩くことを命じた。]

4. 3点の格制約を、統一的に記述する

格制約ア、イ、ウは、1つの格制約エの3つの具体事例だ。以上での条件③を、エでは一般化して③+にした。

エ、格制約 (統一的記述)： 次の①②③+の全てに当てはまる場合、不適格性が生じる。

- ① AとOがともに目的格で標示されている。
- ② AとOが統語上の同一節に属す。
- ③+ OがAより有生性階層(25)において上位である。

(25) 名詞句の有生性階層

ア、感情的名詞句の格制約 人 > 感情的名詞句「~ども」「~のやつ」
 イ、身体名詞の格制約 人 > 身体名詞の換喩
 ウ、人称・格制約 1・2人称 > 人

こう捉えると、制約ア~エの機能的な動機付けがはっきり見える。③+は、A,O間の相対的關係が役割と有生性とで逆転している。有標な状況だ。格制約は、その場合に、2項の分別が何かの形式的手段でなされることを要求するものだ。2項の格標示が相違するか(¬条件①)、2項が句構造上で分離されるか(¬条件②)すればよい。

(25)の3片の階層を統合すると(26)になる。身体名称の換喩は人を連想させる非情物である。また、感情的名詞句は、目下の者への意味的指向性や、普通は非情物を表わす表現-guDaa CL(IN)の使用から考えて、非情物のように人を比喩的に捉えられたものだ、と言えそうだ。そこから、両者を人と非情物の合成概念として纏めた。

(26) 名詞句の有生性階層 1・2人称 > 人 > 人と非情物の合成概念

5. 格制約ア～エの関連事項

格制約ア～エじたいを構成しないが深く関連する事項について触れる。これにより同制約の俯瞰を得る。

有生性階層(25)(26)を細分・延長 感情的名詞句と身体名詞との間では、どちらが階層で上位か？ 格制約ア～エに関するかぎりでは両者を差別しようがない。複数性に関する一致(27)の観点から見ると、(b)感情的名詞句は、(a)普通の人名詞より下位で、(b)身体名詞や(c)普通の非情物(木、家、話など)より上位である。具体的には次のとおり。複数性一致は、(i)名詞句においてはn音として、(ii)動詞においてはPLの人称語尾として実現する。それは、(a)人については現れるが、(c)(d)非情物については現れない。(b)感情的名詞句は、両類の中間のふるまいをする：複数の一致が、(i)名詞には随意的に、(ii)動詞には義務的に、具現する。

(27)	a. 子供-CL(AN.PL)	b. 子供-CL(IN.PL)	c. 目-CL(IN.PL)	d. 木-CL(IN.PL)
i. 名詞句-n-OBJ	pilaa-maana-n-ku	pilaa-guDaa-n-ku	*aakhi-guDaa-n-ku	*gacha-guDaa-n-ku
名詞句-OBJ	*pilaa-maana-ku	pilaa-guDaa-ku	aakhi-guDaa-ku	gacha-guDaa-nku
ii. 動詞、be-3PL	pilaa-maane ach-anti	pilaa-guDaa ach-anti	*aakhi-guDaa achanti	*gacha-guDaa achanti
be-3SG	*pilaa-maane ach-i	*pilaa-guDaa ach-i	aakhi-guDaa ach-i	gacha-guDaa ach-i

格制約ア～エの適用範囲は二重他動詞まで？ 他動詞のAとOの代わりに、二重他動詞(例、「見せる」)の受け手と動作対象を、条件①～③+に当てはめた格制約は、オリヤ語にあるか？ ある。ただし、2つの方向(i)(ii)で限定される。(i)適用範囲が限定されている。二重他動詞が統語的主語を欠く構文(非人称受動構文など)に置かれたときは、格制約が適用される。基本的な構文(能動構文など)においては、制約はない。(1・2人称代名詞によるこのことの例証は、山部 2018 春を参照)。(ii)話者間の相違がある。たしかに、ある話者にとっては、(i)に述べたしかたで、二重他動詞に格制約が適用される。一方、他の話者にとっては、(他動詞のA,O間では本発表で論じたように適用されるが、)二重他動詞では適用されない。(1・2人称代名詞によるこのことの例証は、Yamabe 2019)。

記号 AN=animate, CL=classifier, CP=conjunctive participle, EMP=emphasis, FUT=future, GEN=genitive, IN=inanimate,

INF=infinitive, NOM=nominative, OBJ=objective, PL=plural, PAST=past, PERF=perfect, SG=singular, 1/2/3=1st/2nd/3rd person.

オリヤ語の発音 a [ɔ], aa [a], D,L,T=retroflex, ~ = nasalization.

参考文献

山部剛治 (2014 春) 「オリヤ語の複合述語にかかる人称制限」『日本言語学会大会予稿集』[以下、同]

_____ (2015 秋) 「オリヤ語における小さい複文—2種類の再構成(restructuring)—」

_____ (2016 秋) 「オリヤ語において、非情物主語が引き起こす、複文の統語的縮約」

_____ (2018 春) 「オリヤ語で、人称制約が見られる構文環境と、そうでない構文環境」

_____ (2018 秋) 「オリヤ語における、2つの人称・格制約」

Butt, Miriam. 2014. Control vs. complex predication: identifying non-finite complements. *NLLT* 32.165–190.

Wurmbrand, Susanne. 2001. *Infinitives: Restructuring and clause structure*. Berlin: Mouton de Gruyter.

Yamabe, Junji (2018) The person constraint in Odia. *Selected papers from the 40th International Conference of Linguistic Society of India*. [以下、*ICOLSI*]

_____ (2019) A cross-speaker variation concerning the Person-Case Constraint in Odia. *ICOLSI*-41.